

富山県中山間地域ドローン物流実証実験業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務名

富山県中山間地域ドローン物流実証実験業務

2 受託候補者の選定の方法

受託者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

3 委託業務の概要

別紙「富山県中山間地域ドローン物流実証実験業務委託仕様書」のとおり

4 委託費の上限額

6,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※当該金額は、企画提案において提示できる金額の上限であり、契約金額ではないこと。

5 委託期間

委託契約締結日から令和4年3月16日（水）まで

6 参加資格

参加者は、下記に掲げる本プロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たす者とする。なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めたくて参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 受託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
- (3) 本業務の実施について、県の要求に応じて常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している法人その他の団体又

は個人に該当しない者であること。

(6) 本プロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間において、県から指名停止を受けていないものであること。

(7) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

7 参加手続

(1) 参加申込み

本プロポーザルに参加を予定する場合は、参加申込書（様式第1号）を令和3年8月19日（木）17時15分までにFAXまたは電子メールにて下記12の提出先まで提出すること。

(2) 質問

本プロポーザルに関する質問は、令和3年8月11日（水）17時15分まで受け付けます。質問は質問書（様式第2号）へ記入の上、FAXまたは電子メールにて下記12の提出先まで提出すること。なお電話及び口答による質問は受け付けません。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は原則として令和3年8月13日（金）までにFAXまたは電子メールで回答します。

8 企画書等の提出

(1) 提案書類

ア 提案書（様式第3号）

イ 企画提案書（様式任意）

別紙の仕様書に掲げる業務内容に関して次の事項を明確にして作成すること。

(ア) 具体的な実施内容及び実施方法

(イ) 業務準備内容及びスケジュール

(ウ) 業務実施体制

(エ) 再委託等の有無及び予定

ウ 積算内訳書（様式任意）

本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書を作成すること。なお、提案に係る費用の総額は、4に定める委託費の上限額を超えないこと。

エ 官公庁及び民間等からの主な受託実績に関するPR資料

オ 会社概要（様式任意、パンフレット可）

カ その他参考となる書類

(2) 書類作成上の注意

ア 提出書類の規格は、A4版（※A3版による折込可）とする。

- イ パンフレット等の資料を添付する場合は、必要最小限のものとする。
- ウ 提案は1者につき1提案とし、複数提案を認めない。
- エ 企画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

(3) 提出部数

各7部

(4) 提出先

下記12に記載のとおり

(5) 提出期限

令和3年8月26日(木) 17時15分までに持参又は郵送により提出すること。

9 委託者の決定

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、下記の評価基準に基づき、「選定委員会」にて審査を行い、最も高い点数を獲得した事業者を候補者とする。なお、企画提案書等の内容が、上記「4 委託費の上限額」の委託費の上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

評価基準

審査項目	審査観点	配点
1 事業目的との整合性		【10】
	本事業の趣旨・目的を十分に理解し、提案内容との整合性がとれているか。	10
2 事業内容との整合性		【40】
	仕様書の事業内容について理解し、具体的な調査方法を提示しているか。	10
	仕様書の事業内容について理解し、具体的な実証実験計画を提示できているか。	10
	実現が見込まれる程度に実証実験計画が具体化できているか。	10
	不測の事態等に対応できる体制となっているか。	10
3 実施スケジュールの妥当性		【10】
	スケジュール、人員、作業手順など、事業の確実な実施が可能な計画となっているか。	10
4 実施主体の事業遂行・管理能力の妥当性		【20】
	スタッフの配置や業務管理体制が十分に整っており、事業の進行管理が適切かつ円滑に行えることが見込まれるか。	10
	類似事業の履行実績などから、本事業の運営を円滑に行うことが見込まれるか	10
5 ドローン管理・運用能力		【10】
	事業実施に必要なドローン運用の能力、資格、ノウハウ等を有するか。	10
6 費用の妥当性		【10】
	事業の実施に必要な経費が適切に見積もられているか。	10
合計		100

(2) 選定委員会の開催

- ア 開催日時 令和3年8月最終週～9月第1週（別途通知）
- イ 開催場所 富山市内（別途通知）
オンライン（ZOOM）参加も可能
※参加方法（直参、オンライン）による有利不利、採点への影響は一切ありません。
- ウ 開催方法等
 - (ア) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。なお、プレゼンテーションの実施にあたっては、パソコン及びビデオの使用は認めるが、これらの機材は参加者が準備することを原則とする。なお、追加資料等の提出は認めない。
 - (イ) パソコン等の機材を使用する場合は事前に担当課あてに連絡することとし、プレゼンテーション用のデータについては参加者の持込を原則とする。
 - (ウ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出受付順とする。
 - (エ) プレゼンテーションの時間は、1社当たり30分（説明20分、質疑応答10分）とする。ただし、都合により、1社当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。
 - (オ) プレゼンテーション出席者は1社当たり3名までとする。
- エ 審査結果の通知
審査結果は、採用の有無に関わらず後日書面で通知するほか県のホームページに掲載する。また審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。

10 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。
- エ 一度提出した企画提案書等は、これを書替え、引き換え、撤回することができないものとする。

(2) 本プロポーザル参加に要する経費について

- 本プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

11 本プロポーザルに関するスケジュール

令和3年8月11日（水）	本プロポーザルに関する質問の受付期限
令和3年8月13日（金）	本プロポーザルに関する質問の回答期限
令和3年8月19日（木）	プロポーザル参加申込期限
令和3年8月26日（木）	企画提案書等の提出期限
令和3年8月最終週から9月第1週	企画提案選考委員会
令和3年9月上旬	契約締結

12 書類の提出、問合せ先

富山県地方創生局ワンチームとやま推進室中山間地域対策課（担当：小坂）

住所：〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

電話：076-444-9605（直通）

FAX：076-444-4561

E-mail: aoneteamtoyama@pref.toyama.lg.jp